

レリ

左記 争協条件

一 債銀二割 僅下ノコト  
二 勤定期間 (十五日) 皆勤者ニ対シテハ賞典  
三 勤不賃銀 一日分ノ一割五分支給ノコト  
右及申 (通) 報 候也

特出 第一二一九五 號  
大正十二年十一月二十八日  
大阪府知事 中川

總務課  
12.12.3  
NO. 119

12.12.7  
877

内務大臣 後藤 新平 殿  
社會局長 官池 宏 殿  
警視總監 湯淺 倉平 殿  
京都府 兵庫府 縣長 官 殿  
大阪地方裁判所 檢事 正 殿

高木瑛郎 五場ノ勞働争議ニ関スル件  
大阪市南區船出町八〇番地高木喜太郎個人經  
営ニ係ル高木瑛郎五場八目下職五八十名(内女二十名)  
ヲ使用シ瑛郎製造ヲ爲シ居レルカ本月初旬産  
入レタル同五場生地職五箇五郎(本年五月十日瑛郎争議  
ノニテ目下御銅五組)ハ就職以來常ニ不穩ノ言動アリテ互  
ノニテ目下御銅五組)ハ就職以來常ニ不穩ノ言動アリテ互  
場内部ノ秩序ヲ紊スノ虞ナルヲ以テ之レカ爲メ